

○公募型競争入札（電子入札）実施要領

平成28年1月25日

理事通達第27号

福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したシステム（以下、「電子入札システム」という。）で行う電子入札（電子入札システムを用いて電磁的記録の送信により行う入札方法をいう。以下同じ。）による、公募型競争入札方式の手続を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 趣旨及び対象業務

- (1) 調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、指名業者の選定に当たり、建設コンサルタント等の入札参加意欲を反映するとともに、当該業務の実施に係る技術的適性を把握するための参加表明書の提出を建設コンサルタント等から幅広く求める「公募型競争入札方式」に係る手続の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 対象業務は、理事長が公募型競争入札方式の実施が必要であると認めた業務とする。

2 参加表明書の提出

- (1) 理事長は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、本手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期間は、4の手続開始の公告の日の翌日から起算して10日間(週休日(日曜日及び土曜日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日(以下「公社の休日」という。)を除く。)とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて理事長が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 工事等請負業者の選定に関する細則(平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号。以下「細則」という。)の規定に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の実績
- (4) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等
- (5) その他理事長が必要と認める事項

4 入札の公告

- (1) 理事長は、1の対象業務を公募型競争入札に付そうとする場合は、公社ホームページ及び電子入札システムにおいて公告するものとする。

(2) 理事長は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限又は履行期間
- ② 指名されるために必要な要件
- ③ 担当部課
- ④ 入札説明書の交付期間、場所及び方法
- ⑤ 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法
- ⑥ 入札の日時、場所及び方法
- ⑦ 手続において使用する言語及び通貨
- ⑧ 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- ⑨ 入札の無効に関する事項
- ⑩ 落札者の決定方法
- ⑪ 手続における交渉の有無
- ⑫ 契約書作成の要否
- ⑬ その他理事長が必要と認める事項

(3) 入札の公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

5 入札説明書の作成及び提供方法

(1) 入札説明書は、4の入札公告と併せて電子入札システムに掲載することによりダウンロードを可能とし、開札の日の前日まで掲載する。

(2) 入札説明書には、4(2)(④を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 業務の詳細な説明
- ② 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び参加表明書に関する問合せ先
- ③ 入札説明書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- ④ 支払条件
- ⑤ その他理事長が必要と認める事項

(3) (2)に掲げるもののほか、入札説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- ① 提出期間の提出期限までに参加表明書が公社に到達しなかった場合は、入札参加者として選定されないこと。
- ② 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- ③ 提出された参加表明書は、返却しないこと。
- ④ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しないこと。
- ⑤ 提出期間経過後の参加表明書の差替え及び再提出は認めないこと。
- ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、虚偽

の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること。

- (4) 入札説明書は、別に定める標準入札説明書例により作成するものとし、必要に応じてその他の資料等を添付するものとする。

6 入札参加者の選定

- (1) 理事長は、参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、細則第14条の選定基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を指名業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議を経て、指名するものとする。
- (2) 理事長は、(1)の参加表明書の審査を行うため、技術審査委員会を活用するものとする。

7 非指名理由の説明

- (1) 理事長は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内(公社の休日を除く。)に、書面により、理事長に対し非指名理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 理事長は、非指名理由についての説明を求められたときは、(2)の期間の最終日の翌日から起算して5日以内(公社の休日を除く。)に、書面により回答するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、入札説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、当該業務に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、提出された参加表明書又は細則第14条第1項各号に規定する事項のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 理事長は、(1)の通知及び(3)の回答を行う場合は、選考委員会の審議を経て、行うものとする。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するとともに、電子入札システム等に掲載するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として、公告の日の翌日から、6(1)の指名の通知を行った日の翌日から4日以内(公社の休日を除く。)とする。
- (3) 質問書の提出場所は、総務部財務課とする。
- (4) 質問書の提出は、原則として、電子メールにより行うものとする。
- (5) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から5日以内(公社の休日を除く。)に行うものとする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧場所は、総務部財務課とする。
- (7) (1)から(6)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

9 入札の無効

(1) 次の各号に掲げる入札は無効とする

- ①入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ②申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ③入札に関する条件に違反した入札
- ④契約等の取扱いに関する細則第10条の各号に掲げる入札
- ⑤競争入札心得（電子入札）第11条の各号に掲げる入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。なお、指名された者であっても、開札の時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者及び4(2)②に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、指名されるために必要な要件のない者に該当するものとする。

(3) 前2項の内容を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

10 その他

- (1) 理事長は、落札者が参加表明書に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な処置を講じるものとする。
- (2) 公告及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、それぞれ別に定める入札公告標準例及び標準入札説明書例によるものとする。
- (3) 電子入札については、この通達に定めるもののほか福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領に定めるところによるものとする。

附 則

この通達は、平成28年1月25日から施行する。